

一定の見直しを行いつつ、適用期限を5年延長。その際、被災地の実情等を踏まえ、要件の一部を緩和する。

現行制度

① 機械等の特別償却等(「産業集積事業」「建築物整備事業」)

- ・ 即時償却 or 15%税額控除
(建物等は25%特別償却 or 8%税額控除)
- ・ 「建築物整備事業」の対象資産は、「延べ面積1,500㎡以上」「耐火建築物」等の要件を満たす建物等に限定

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

- ・ 指定から5年間、特区内事業所の被災雇用者等への支給給与の10%税額控除

③ 研究開発資産の特別償却等

- ・ 研究開発用資産の即時償却
- ・ 償却費は、研究開発税制の特例(20%税額控除)の対象

④ 再投資準備金・再投資段階の即時償却

- ・ 指定後5年間、所得額までを準備金として損金算入可
(新設法人であって「指定年度の投資額3億円(中小企業者等3,000万円)以上」等が要件)
- ・ 再投資の段階で、当該準備金の取り崩しとともに、当該機械等の即時償却(準備金の残高は、指定10年目以降10年間で強制取り崩し)



改正案

① 機械等の特別償却等

- ・ 5年延長
- ・ 償却率の見直し(即時償却 → 50%特別償却)
- ・ 「建築物整備事業」の対象資産の要件緩和
 - － 計画認定を受けている場合は、「延べ面積750㎡以上」「非耐火建築物」の建物等も対象とする

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

- ・ 5年延長

③ 研究開発資産の特別償却等

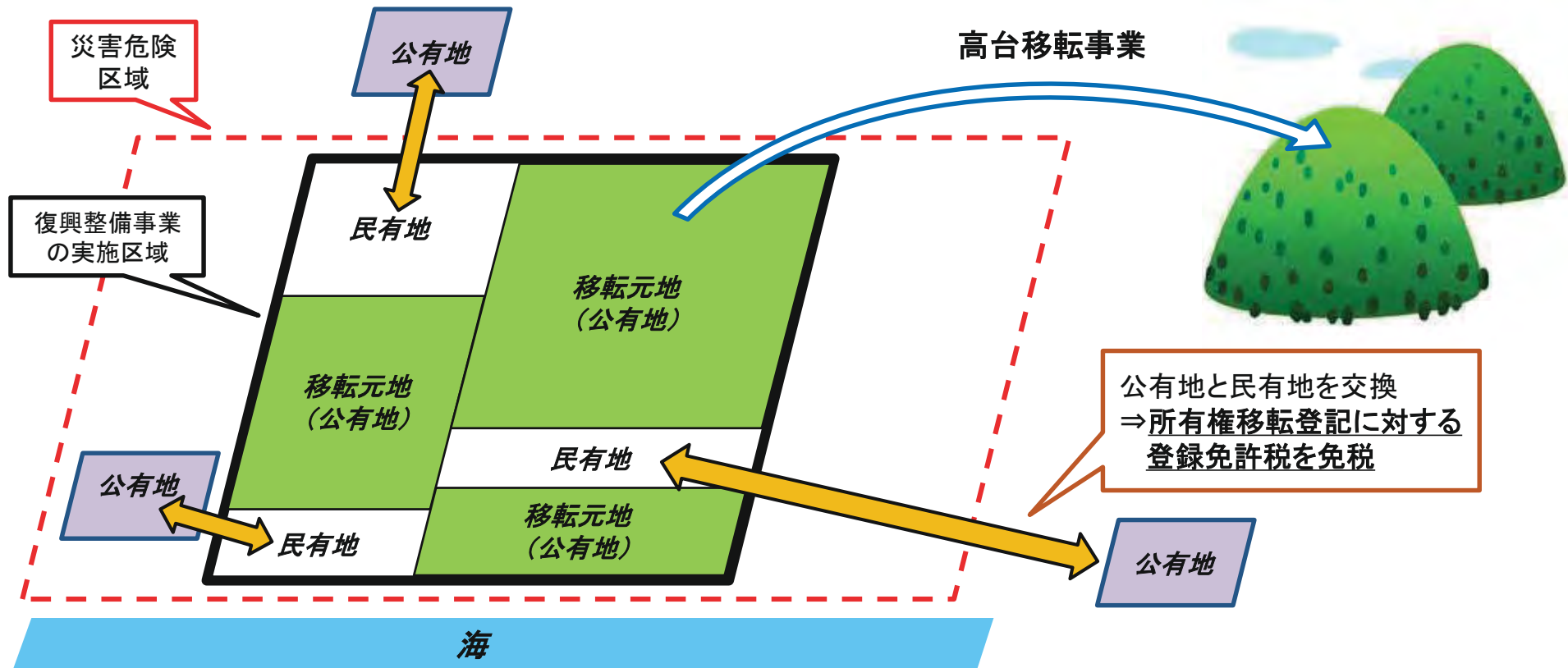
- ・ 5年延長
- ・ 償却率の見直し(即時償却 → 50%特別償却)

④ 再投資準備金・再投資段階の即時償却

- ・ 5年延長
- ・ 要件の見直し
 - － 中小企業者等の投資額要件を「指定年度3,000万円以上又は指定後3年以内の投資額5,000万円以上」に緩和
 - － 指定10年目以降の準備金の取崩期間を5年間とする
- ※ 福島県については、①・③の即時償却を維持
- ※ 平成31年度以降は、①～③の償却率・控除率を縮減(福島県以外)

被災関連市町村から交換により土地を取得した場合の 所有権の移転登記の免税措置の創設

防災集団移転促進事業(高台移転事業)により買い取った移転元地(公有地)を一体的に利活用するため、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に、利活用する区域内(復興整備事業の実施区域内)の私有地との交換により地権者が区域外の公有地を取得した場合の土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税(本則:20/1,000)とする。



自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について（案）

総務省資料

乗用車（自家用）

区 分	登録車の税率	軽自動車の税率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)	非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ H32基準+10%達成	
	★★★★かつ H32基準達成	1.0%
	★★★★かつ H27基準+10%達成	2.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%

注) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

トラック・バス (営業用)

【重量車】(車両総重量3.5t超)

区 分		税率	
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		非課税	
ディーゼルハイブリッド車	H28規制適合		H27基準+10%達成
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減		H27基準+10%達成
	ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	
	H28規制適合	H27基準+5%達成	0.5%
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	
	H28規制適合	H27基準達成	1.0%
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準達成	
ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成		
上記以外の車		2.0%	

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

環境性能割の税込規模
(H29見込額)

約890億円

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

総務省資料

〔現 行〕

〔改正案〕

【登録車】 取得期間：H26.4.1～H28.3.31
軽課年度：H27、28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

区 分	税 率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	税率を概ね50%軽減
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	
★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	

区 分	税 率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	

※重課 登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置についても、1年間延長する（対象期間：H28.4.1～H29.3.31、重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度））。

【軽自動車】 取得期間：H27.4.1～H28.3.31
※軽貨物車を除く。 軽課年度：H28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

区 分	税 率
電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

区 分	税 率
同左	

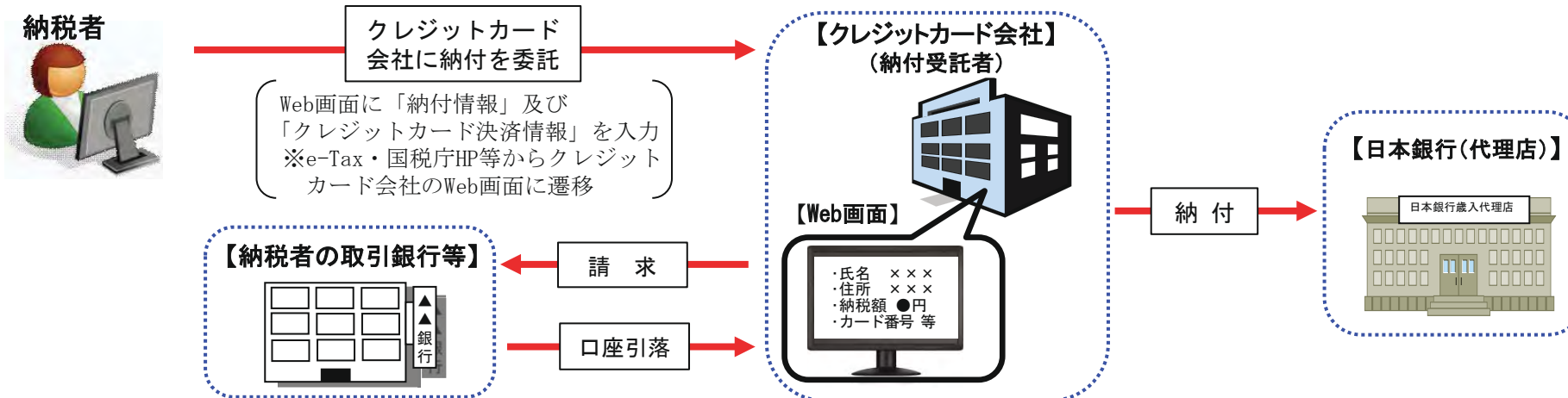
注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

国税クレジットカード納付の創設

28改正案

見直し案

- 国税のクレジットカード納付については、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」においてその導入の方向性が示されている。
(参考) 「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」（抜粋）
1-6 税・年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付の導入・拡大
年金保険料については今年度中に、国税については所要の法改正等を経て平成29年からインターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする。地方税についても、総務省の助言・協力の下、各地域の事情に応じて、クレジットカード納付に対応する自治体の更なる拡大を図る。
- 国税の納付手段の多様化を図る観点から、クレジットカード納付を可能とする制度を創設する（平成29年1月4日施行）。



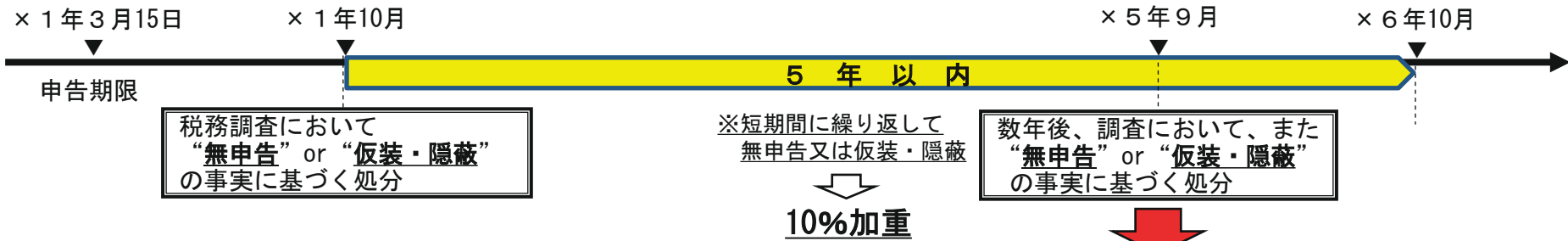
【クレジットカード納付の概要】

- 納付書で納付できる国税を対象とし、税目、納税額については、基本的に制限なし。
(注) クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定。
- クレジットカード利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、利用者（納税者）が負担。
(注) 国は、国税事務取扱手数料として、契約形態により1円～10円（税抜き）の範囲で手数料を負担。
- 納税者がクレジットカード会社（納付受託者）に納付手を委託し、クレジットカード会社（納付受託者）がその納付手続を受託（与信審査了）した日に国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等を適用。
- 適正なクレジットカード納付を実現するための所要の措置を講ずる。
(納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務等)

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

- 現行の加算税率は、「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- そのため、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合について、加算税を10%加重する措置を導入（平成29年1月1日施行）。

(注) 独占禁止法や金融商品取引法の課徴金制度においても、再度の違反に対する加算措置が設けられている。



【現行】

《無申告の場合》無申告加算税	⇒ <u>15%</u> (20%)
《仮装・隠蔽の場合》重加算税(過少・不納付)	⇒ <u>35%</u>
重加算税(無申告)	⇒ <u>40%</u>

【見直し案】

《無申告の場合》無申告加算税	⇒ <u>25%</u> (30%)
《仮装・隠蔽の場合》重加算税(過少・不納付)	⇒ <u>45%</u>
重加算税(無申告)	⇒ <u>50%</u>

○短期間に無申告加算税・重加算税の賦課決定処分が繰り返しなされた具体的な事例

(表記は、調査により把握された申告漏れ所得金額)

	業種	直近	1年前	2年前	3年前	4年前
事例1(無申告)	会社員(金融取引)	4,900万円	5,000万円	4,700万円	—	—
事例2(無申告)	建物貸付	1,900万円	1,600万円	2,200万円	4,600万円(2年分)	—
事例3(重加)	飲食サービス業	1,450万円(4年分)	—	—	—	630万円(3年分)

(注1) 過少申告加算税及び源泉所得税の不納付加算税については、上記の見直しの対象外。

(注2) 更正予知前に適用される加算税については、上記の見直しの対象外。

検討事項

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方

2 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

(1) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討

個人所得課税については、平成 6 年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約 20 年が経過した。この間、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のようには勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、個人所得課税について、税込中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

なお、金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

(後 略)

介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しの検討について

平成28年度与党税制改正大綱（抄）

公的年金から天引きされる介護保険料については、その年金の受給者と生計を一にする納税者において社会保険料控除の適用を受けられず、その年金受給者の所得金額が小さいと誰の所得からも控除できないとの問題が指摘されていることを踏まえ、納税者と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料に係る社会保険料控除については、以下のとおり見直しを行う方向で検討することとし、納税者への影響や執行可能性を見極めた上で、平成29年度税制改正において結論を得る。

【現行】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、納税者が支払った場合に控除を受けられる。

【見直しの方向性】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額（38万円）以下である場合に、納税者において控除を受けられる。

（備考）配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額を超える場合には、配偶者・親族自身が控除を受けることとなる。

<現行>

	同一生計の配偶者・親族の合計所得金額	
	38万円以下	38万円超
納税者本人が保険料を支払った場合	○	○
同一生計の配偶者・親族が保険料を支払った場合	×	△

○: 誰の所得からも控除できない
△: 配偶者・親族の所得からは控除可

<見直しの考え方>

	同一生計の配偶者・親族の合計所得金額	
	38万円以下	38万円超
納税者本人が保険料を支払った場合	○	△
同一生計の配偶者・親族が保険料を支払った場合	○	△

△: 配偶者・親族の所得からは控除可

〔凡例〕 ○: 納税者本人の所得から控除可

△: 納税者本人の所得からは控除不可だが、配偶者・親族の所得から控除可

×: 誰の所得からも控除不可